

## 会計室業務委託希望型指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会計室が発注する業務委託において、より透明性・競争性を高め公正な競争を確保するため、業務委託ごとに、事前に入札参加の希望を募り、希望者の中から指名業者を選定する入札方式（以下「希望型指名競争入札」という。）を実施するにあたり、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 希望型指名競争入札の対象となる業務委託（以下「対象業務」という。）は、別に定める。

(参加資格要件)

第3条 希望型指名競争入札の参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (2) 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
- (5) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (6) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの
- (7) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (8) 契約を締結する年度の千葉市入札参加資格者名簿に登載されていない者
- (9) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者

(10) 前各号のほか必要と認めて定める者

2 前項に定めるもののほか、対象業務の種類又は性質により次に掲げる資格要件を設けたとき入札参加者は、必要とされる当該資格を有する者でなければならない。

- (1) 対象業務と同種業務の履行実績
- (2) 技術者の配置
- (3) 前各号のほか対象業務ごとに必要と認めて定める要件

(参加資格要件の決定)

第4条 会計室長は、前条の規定による参加資格要件を施行決定により定めるものとする。ただし、執行予定額（単価契約及び長期継続契約においては、契約期間中の執行予定総額）が1,000万円以上の業務委託に係る資格要件については、施行決定の前に千葉

市会計室入札参加資格等審査会に諮るものとする。

(対象業務の公表)

第5条 会計室長は、対象業務を委託発注表（様式第1号）により公表するものとする。

(入札参加申請の手続)

第6条 対象業務について、入札参加を希望する者は、希望型指名競争入札参加申請書（様式第2号。以下「入札参加申請書」という。）により申請しなければならない。

2 会計室長は、入札参加申請書の受付に際して必要があると認めるときは、関係書類の提出を求めることができる。

(入札参加申請の期間)

第7条 入札参加申請書の受付期間は、原則として5日間とする。ただし、次の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）は、受付期間に含めないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(指名業者の審査)

第8条 会計室長は、第6条の規定により入札参加申請書を受理したときは、指名の可否の審査をするものとする。

2 前項の規定に基づく指名業者選定は、当該契約に係る施行決定の専決区分により行うものとする。

(業者選定者数)

第9条 希望型指名競争入札における指名業者選定者数については、適格者全てを指名するものとする。

(非指名通知)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により指名業者として選定しなかった者に対しては、その旨を非指名通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

2 前項の非指名通知書を受けた者は、非指名の理由について、当該通知日の翌日から起算して2日（市の休日を除く。）以内に、書面にて説明を求めることができる。

3 市長は、前項による請求があった場合は、回答通知書（様式第4号）により回答しなければならない。

(指名業者選定後の手続)

第11条 第8条第1項の規定による指名業者の選定を行った後は、指名競争入札の手続により行う。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会計管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

様式第1号

## 委託発注表（希望型指名競争入札）

所管課名：会計室

業種	委託名	委託場所
委託概要		委託期間
資格要件		

- 1 受付期間           年 月 日（ ）～       年 月 日（ ）  
                                午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝休日・年末年始を除く）
- 2 受付場所   千葉市中央区  
          問合せ先   会計室   電話
- 3 申込用紙   希望型指名競争入札参加申請書（要綱様式第2号）を使用すること。
- 4 その他       「希望型指名競争入札制度の手引き」を事前に確認すること。

様式第2号

### 希望型指名競争入札参加申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者 所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 (印)  
(担当者名 )  
(連絡先電話番号 )

競争入札に参加を希望します。この申請書については、事実と相違ないことを誓約します。

希望業務委託名			
千葉市発注の 当該業種の 手持業務委託件数		当該業種の職員数	人
		他の官公庁発注の 当該業種の 手持業務委託件数	

同種業務委託の履行実績 (官公庁実績を優先)	
委託名	
履行場所	
発注者名	
契約金額	円
期間	年 月 日～ 年 月 日
受注形態等	単体 / 共同企業体 (出資割合) %
委託概要	

**※希望型指名競争入札参加申請書の裏面になります。  
入札参加申請に必要です。**

- 注1 申請にあたり、現在の手持業務及び指名状況等を勘案し、技術者数等について十分考慮のうえ提出すること。
- 2 押印は実印・使用印等の届出印とする。
- 3 受付時間を厳守すること。
- 4 「同種業務委託の履行実績」欄は、前年度から過去5年間に当該業務が完成し、引渡しの済んだ履行実績を記入すること。また、資格要件に同種業務委託の履行実績等を設けている場合には、資格要件に該当する同種業務委託を履行した実績を確認できる書類を添付すること。
- 5 「委託概要」欄は、業務内容・規模等を記入すること。
- 6 提出された申請書は、指名業者を選定するにあたっての参考資料とするものであり、直ちに指名につながるものではありません。
- 7 申込受付後、必要に応じて、別途関係書類の提出を求められることがあります。

## 非指名通知書

年 月 日

様

千葉市長

印

希望型指名競争入札に参加申込みのありました下記委託業務について、非指名といたしましたので、通知します。

記

1. 委 託 名

2. 非指名とした理由

---

---

---

なお、市長に対して非指名とした理由について説明を求めることができます。  
この説明を求める場合には、年 月 日までに千葉市会計室へ、  
その旨を記載した書類を持参してください。

## 回 答 通 知 書

年 月 日

\_\_\_\_\_様

千葉市長

◎

年 月 日付、貴社から希望型指名競争入札に希望いただいた委託について、非指名とした理由についての申し出請求がありました。結果について下記のとおり回答いたします。

### 記

1. 委 託 名

2. 非指名とした理由

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_